

報告第 9 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第 9 号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年 8 月 4 日

幕別町長 飯田 晴義

損害賠償の額の決定及び和解について

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

平成27年 5 月17日午後 5 時30分頃、幕別町札内泉町73番地の 2、泉町団地 1 号棟駐車場において、相手方が駐車していた車両に、敷地内の樹木が倒れ、その衝撃により車両の左側面等に損傷を与える事故が発生したことから、これに対する物的損害額を相手方に賠償し、和解するものである。

2 損害賠償額 371, 000円

3 損害賠償及び和解の相手方

町内在住の男性

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。